

報告第2号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専
決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成29年2月13日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専
決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された
損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に
より報告する。

別紙

区分	1	2	3	
相手方	杉並区 高円寺北4丁目 電話会社	杉並区 阿佐谷北6丁目在住 女性	千葉県 四街道市在住 男性	
事故日	平成27年7月14日	平成27年9月28日	平成27年12月28日	
場所	杉並区高円寺南3丁目	杉並区阿佐谷北4丁目	杉並区阿佐谷南1丁目	
車両等	区側	清掃車	清掃車	庁有車
	相手側	電話ボックス	自転車	普通乗用車
状況	接触	接触	接触	
内容	物損	人身	物損	
金額	155,828 円	30,335 円	413,027 円	

	4	5	6
相手方	中野区 白鷺2丁目在住 男性	杉並区 松ノ木1丁目在住 女性	武蔵野市 境2丁目 不動産会社
事故日	平成27年12月29日	平成28年9月17日	平成28年10月22日
場所	中野区白鷺3丁目	杉並区松ノ木1丁目	練馬区貫井5丁目
車両等	区側	清掃車	清掃車
	相手方	原動機付自転車	トラック
状況	接触	接触	接触
内容	人身	物損	物損
金額	459,702円	73,440円	62,208円